

<対策のポイント>

韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国の水域において漁業者が行う、外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

<政策目標>

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営の安定

<事業の内容>

<事業イメージ>

日本海の大和堆周辺水域等において急増する韓国・中国漁船や北海道・三陸沖におけるロシア漁船等により影響を受けている漁場の機能回復や日韓漁業交渉中断等に伴う我が国漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金により支援します。

<背景>

日本海と東シナ海において、本来、我が国が主権的権利を行使すべき水域に広大な日韓暫定水域や日中暫定措置水域等が設定され、外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄による漁場の荒廃や資源の悪化が生じており、外国漁船に対応し、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を図るとともに、我が国漁業者の経営安定・被害救済を実施することが重要です。

1. 漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等を支援します。

2. 漁業経営安定化支援等

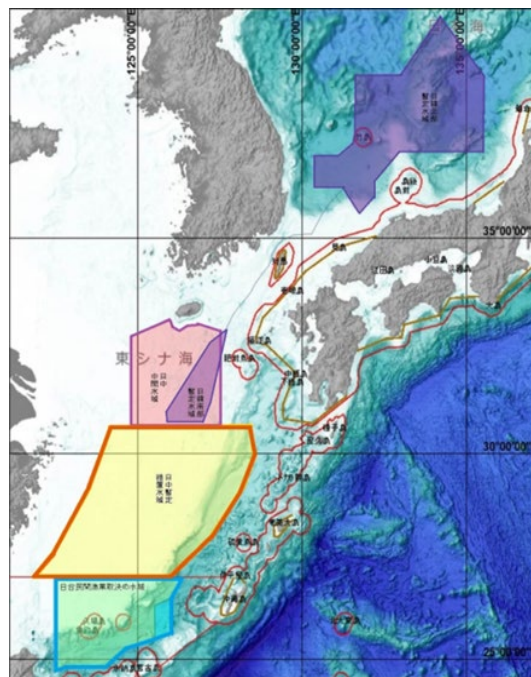
緊急避泊する外国漁船による漁具や施設の被害を軽減するための監視活動等を支援します。

3. 外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等を支援します。

4. 漁業再編対策支援

外国漁船の操業等の影響により漁業経営が困難になった漁船の計画的かつ円滑な再編整備や魚種転換して漁場移動する取組を支援します。



韓国漁船等による投棄漁具の回収



外国漁船の調査・監視



【お問い合わせ先】 水産庁管理調整課（03-3502-8469）

<事業の流れ>

